

千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域公共交通の利便性や効率性等の向上を図るため、ICTやAI等デジタル・先端技術を活用した新モビリティサービスの導入等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新モビリティサービス デジタル・先端技術を活用した公共交通サービスをいう。
- 二 公共交通 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業、軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する国土交通大臣の特許を受けて行う運送事業、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「同法」という。）第3条第1号イ又はハに規定する一般旅客自動車運送事業及び同法第79条に規定する国土交通大臣の登録を受けて行う運送事業など、不特定多数の人々が利用する交通機関（福祉運送を除く。）をいう。
- 三 協議会 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条に規定する協議会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新モビリティサービスの導入等に向けて、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が実施する次の各号に掲げる事業のうち、知事が必要と認めたものとする。

- 一 地域における新モビリティサービスの導入等の可能性について調査研究等を行う事業（以下「調査研究事業」という。）
 - 二 新モビリティサービスの導入等を目的とした実証実験等を行う事業（以下「実証実験事業」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず国から補助金等が支出されている事業は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 県内市町村
- 二 県内協議会（県を構成員に含む協議会に限る。）
- 三 その他、市町村が構成員になっている協働事業体（以下「協働事業体」という。）

2 前項の規定にかかわらず補助対象者の役員等（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）又は個人事業主（以下「役員等」という。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該補助対象者は、補助金の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められるものを除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

（補助対象事業費、補助率及び補助上限額等）

第6条 補助の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）、補助率及び補助上限額は別表のとおりとする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業費から次の各号に掲げる収入（以下「控除対象収入額」という。）を除いたものとする。

- 一 補助金、交付金等
- 二 寄附金
- 三 その他の収入（補助対象事業において補助対象者が得た収入等）

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に所定の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(審査会)

第8条 知事は、前条の規定により協働事業体から提出される申請書の審査のため、新モビリティサービス導入推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 知事は、協働事業体から申請書の提出があったときは、審査会へ諮問を行うものとする。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(協働事業体に係る交付決定)

第9条 知事は、前条第2項の規定による諮問に基づき、答申を受けた上で適当と認めるときは、第10条の条件を付して補助金の交付を決定し、協働事業体に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- 一 補助対象事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

(承認)

第11条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県新モビリティサービス導入推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い期日までに千葉県新モビリティサービス導入推進事業実績報告書（別記第3号様式）に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の整理)

第14条 補助対象者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 補助対象者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておくなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間(以下「国土交通大臣が別に定める期間」という。)とする。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助対象者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 補助対象者は、取得財産等(規則第21条第1号及び第3号に掲げる財産並びに同条第4号又は第5号の規定により知事が定める財産に限る。)について、国土交通大臣が別に定める期間を勘案して知事が別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 補助対象者は、財産処分制限期間を経過する前に処分をしようとするときは、あらかじめ千葉県新モビリティサービス導入推進事業財産処分承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出して承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分をした時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額を原則として返還させ

るとともに、さらに、当該処分により補助対象者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(その他)

第18条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則 (令和4年5月20日制定)

1 この要綱は、令和4年度から適用する。

附 則 (令和5年7月21日改正)

1 この要綱は、令和5年7月21日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6条）

補助対象事業	補助対象事業費	補助率及び補助上限額
調査研究事業	新モビリティサービスの導入等に向けた調査・研究に要する経費（地域課題の調査・整理の委託費、先進事例の調査・研究の委託費、住民・利用者アンケートの実施費用、勉強会の開催等の事務費等）	当該事業に要する補助対象経費の1/2以内。ただし、3,000千円を上限とする。
実証実験事業	新モビリティサービスの導入等に向けた実証実験に要する経費（システム・ソフトウェア等の使用料、機器等のレンタル・リース料、実証実験の実施に係る委託費、広報費等）	

※ 一つの事業に対する補助は、「調査研究事業」又は「実証実験事業」のいずれかの補助対象事業とし、同じ地域において同じ目的の事業へ再度補助することはできないものとする。

別記第1号様式（第7条）

千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年度において、千葉県新モビリティサービス導入推進事業を実施したので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業

	1 調査研究事業
	2 実証実験事業

2 申請金額 金 円

3 関係書類

- (1) 申請額内訳書（別紙1）
- (2) 事業実施計画書（別紙2）
- (3) 事業実施体制（別紙3）
- (4) 業務実績書（別紙4）
- (5) 誓約書（別紙5）
- (6) 役員等名簿（別紙6）

※（3）から（6）の書類は、補助対象者が千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱第4条第1項第3号に該当する場合に添付すること。

別紙 1 (調査研究事業)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
補助金申請額内訳書

補助対象者名

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象 事業費	補助対象 経費	補助申請額

※添付書類

- (1) 調査研究の概要を説明する資料 (調査研究対象地域又は路線の図面、調査研究手法等)
- (2) 補助対象事業費に係る見積書等
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

別紙 2 (調査研究事業)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
事業実施計画書

補助対象者名

1. 当該地域における公共交通の現況・課題

※補助対象となる調査研究を実施する特定地域について記載すること。
※地域の現況・課題を分析し、分析根拠を含めて記載すること。

2. 調査研究の目的・実施の方向性

※広域的な地域公共交通の活性化の視点も含めて記載すること。

3. 事業の実施内容（複数ある場合は適宜行を追加すること。）		
実施内容	実施期間	補助対象事業費
※地域の課題解決に資する事業について具体的かつ簡潔に記載すること。		
4. 調査研究結果の活用の方向性・今後の展開		
※広域的な地域公共交通の活性化の方向性に絡めて記入すること。		

5. 経費等の明細（見込）		
実施項目	補助対象事業費	備考
合計 ⇒ (A)		
控除対象収入額	金額	備考
その他補助金交付申請額 （備考欄に補助金等の名称を記載）		
寄附金		
その他の収入		
合計 ⇒ (B)		
補助対象事業費 (A)		
控除対象収入額 (B)		
補助対象経費 (C = A - B)		
補助金交付申請額 （C × 1 / 2 または 補助上限額 のいずれか低い方）		※千円未満切捨

別紙 1 (実証実験事業)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
補助金申請額内訳書

補助対象者名

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象 事業費	補助対象 経費	補助申請額

※添付書類

- (1) 実証実験の概要を説明する資料 (路線図、運行計画等)
- (2) 補助対象事業費に係る見積書等
- (3) その他補助金の交付に関して参考となる書類

別紙 2 (実証実験事業)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
事業実施計画書

補助対象者名

1. 当該地域における公共交通の現況・課題

※補助対象となる実証実験を実施する特定地域について記載すること。
※地域の現況・課題を分析し、分析根拠を含めて記載すること。

2. 実証実験の目的・実施の方向性

※広域的な地域公共交通の活性化の視点も含めて記入すること

3. 事業の実施内容（複数ある場合は適宜行を追加すること。）

実施内容	実施期間	補助対象事業費
※地域の課題解決に資する事業について 具体的かつ簡潔に記載すること。		

4. 実証実験結果の活用の方向性・今後の展開

※広域的な地域公共交通の活性化の方向性に絡めて記入すること。

5. 経費等の明細（見込）		
実施項目	補助対象事業費	備考
合計 ⇒ (A)		
控除対象収入額	金額	備考
その他補助金交付申請額 (備考欄に補助金等の名称を記載)	(注)	
寄附金		
その他の収入		
合計 ⇒ (B)		
補助対象事業費 (A)		
控除対象収入額 (B)		
補助対象経費 (C = A - B)		
補助金交付申請額 (C × 1 / 2 または 補助上限額 のいずれか低い方)		※千円未満切捨

別記第2号様式（第11条）

千葉県新モビリティサービス導入推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった千葉県新モビリティサービス導入推進事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱第10条第 号の規定により承認を申請します。

1 補助対象事業

	1 調査研究事業
	2 実証実験事業

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容

注1 変更の内容については、変更前変更後の欄を設けて、その内容が対比できるようにしてください。

2 記載事項の変更については、変更のあったもののみとしてください。

別記第3号様式（第12条）

千葉県新モビリティサービス導入推進事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった千葉県新モビリティサービス導入推進事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

（添付書類）

- 1 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- 2 補助対象経費の支払いを証する書類
（但し、協議会に資金がなく、補助金が支払われた後でなければ事業者
者に支払いができない場合は、「確約書」を添付すること。）
- 3 控除対象となる収入額を確認できる書類

別紙 1 (別記第 3 号様式関係)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
補助対象事業完了実績表

補助対象者名

(単位：円)

実施項目	補助対象事業費	備考
合計 ⇒ (A)		
控除対象収入額	金額	備考
その他補助金額 (備考欄に補助金等の名称を記載)	(注)	
寄附金		
その他の収入		
合計 ⇒ (B)		
補助対象事業費 (A)		
控除対象収入額 (B)		
補助対象経費 (C = A - B)		
補助金交付申請額 (C × 1 / 2 または 補助上限額 のいずれか低い方)		※千円未満切捨

別紙 2 (別記第 3 号様式関係)

千葉県新モビリティサービス導入推進事業
(調査研究事業・実証実験事業) 実績結果表

補助対象者名

1. 調査研究・実証実験事業の実施結果概要 (成果物を併せて提出すること。)
2. 実施結果を踏まえた今後の地域公共交通の活性化に向けた取組の方針・考え方
※ 広域的な地域公共交通の活性化の視点も取り入れてください。
3. 2の取組を実施するためのスケジュール (見込) 等

別記第4号様式（第13条）

千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金額 金 円
2. 受取人 住所
(口座名義) 氏名
3. 振込先金融機関
及び支店名
4. 預金種別
5. 口座番号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

別記第5号様式（第17条）

千葉県新モビリティサービス導入推進事業財産処分承認申請書

年 月 日

千葉県知事

様

所在地
名称
代表者氏名

年度千葉県新モビリティサービス導入推進事業に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により申請します。

1. 処分しようとする財産の明細

2. 処分の内容

3. 処分しようとする理由

4. その他必要な事項

事業実施体制

補助対象者名

役割	氏名・年齢・所属	実務経験 年数・資格	担当する業務内容
管理責任者	氏名 _____ (才) 所属 _____	実務経験年数 _____ 資格 ・ _____ ・ _____	
担当者	氏名 _____ (才) 所属 _____	実務経験年数 _____ 資格 ・ _____ ・ _____	
担当者	氏名 _____ (才) 所属 _____	実務経験年数 _____ 資格 ・ _____ ・ _____	
担当者	氏名 _____ (才) 所属 _____	実務経験年数 _____ 資格 ・ _____ ・ _____	

委託先	委託する業務内容

- 1 配置を予定している全員について記入すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜、行追加又は複写して記入すること。
- 3 業務の一部を委託する予定がある場合は、委託先及び業務内容を記入すること。

業務実績書

補助対象者名

発注者	契約期間	業務名・業務内容	契約金額 (税抜き)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

- 1 同種業務、類似業務の順で優先し、契約実績を記入すること。
- 2 業務実績が複数の場合は、千葉県内で実施した業務を優先し、5件まで記入すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者名

補助金の交付を申請した交付対象者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、千葉県新モビリティサービス導入推進事業補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成（誓約書・役員等名簿）する場合は押印不要とし、第三者（法人その他の団体）が作成する場合は代表者印を押印すること。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請（メール等）の場合、申請者は原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTHS	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限を委任されている者を除き省略することができる。